

未だ大に發達するには至らなかつたから、従つて符牌の數も少かつたことであらうし、三には當時記録が不備であつた爲め、これに關する記載の後世に傳へられるものが少かつた等、諸種の事情によつてこの牌に關する記事が甚だ少いのに外ならぬであらう。従つて前記元史特薛禪傳に記してある金銀字海青圓符の記事は、他に海青圓符の記事がないといふ理由だけで、これを信じ得べからずとは定め難いであらう。余は寧ろこの記事に信頼して、當時よりこれが存したものと見る方が妥當であらうと考へる。

更に附加して置きたいことは、蒙古の牌は遼・金等の制に系統を引いて居るものであること疑無きことであるからして、この海青牌といふものも、或は既に蒙古より以前、遼・金等で用ゐられて居つたのを蹈襲し、既に太祖成吉思汗時代から蒙古に行はれて居つたものではなからうかといふ疑これである。然し今なほこれについて確固たる文献を搜りあてることが出来ないから、暫く疑問として殘して、後日の研究に待つことにする。（編者云。本書別項の「成吉思皇帝聖旨牌」を參照されたい。）

ハ 海青牌の名稱の由來と形狀

海青牌に金・銀及び鎧鐵等地質の種別があつたことは既に箭内博士の述べた如くである。而してその全體の形が前に見た諸牌の如く長牌ではなくして圓牌に外ならなかつたであらうこと、同氏が元史世祖紀至元十四年九月の條に、「^ス製鎧鐵海青圓符」^ヲとあるを引いて「すべての海青符は當初より圓形なりしものと推測せらる」と説き、更に永樂大典卷一萬九千四百十七所收、經世大典站赤二には、中統三年四月七日の條に、⁽¹¹⁾